

議案第 6 号

沖縄県立博物館・美術館管理規則の一部を改正する規則について

沖縄県立博物館・美術館管理規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定める。

平成26年 3月19日

沖縄県教育委員会

(別紙)

沖縄県教育委員会規則

沖縄県立博物館・美術館管理規則の一部を改正する規則

沖縄県立博物館・美術館管理規則（平成19年沖縄県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表中「300円」を「310円」に、「1,000円」を「1,030円」に、「600円」を「620円」に、「200円」を「210円」に、「700円」を「720円」に、「1,250円」を「1,290円」に、「400円」を「410円」に、「500円」を「510円」に、「アップーホリゾンライト」を「アップーホリゾントライト」に、「800円」を「820円」に、「1,400円」を「1,440円」に、「1,100円」を「1,130円」に、「5,000円」を「5,140円」に、「630円」を「650円」に、「830円」を「850円」に、「190円」を「200円」に、「340円」を「350円」に、「170円」を「180円」に、「160円」を「170円」に、「180円」を「190円」に、「710円」を「730円」に、「880円」を「910円」に、「590円」を「610円」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

規則案の概要説明

部課名 教育庁文化財課

1 件名

沖縄県立博物館・美術館管理規則の一部を改正する規則

2 改正の経緯及び必要性

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号）等により消費税及び地方消費税の税率が引き上げられたことに伴い、沖縄県立博物館・美術館管理規則が定めた利用料金の基準額等を改める必要がある。

3 改正案の概要

沖縄県立博物館・美術館管理規則の一部を次のように改正する。

別表中「300円」を「310円」に、「1,000円」を「1,030円」に、「600円」を「620円」に、「200円」を「210円」に、「700円」を「720円」に、「1,250円」を「1,290円」に、「400円」を「410円」に、「500円」を「510円」に、「アップーホリゾンライト」を「アップーホリゾントライト」に、「800円」を「820円」に、「1,400円」を「1,440円」に、「1,100円」を「1,130円」に、「5,000円」を「5,140円」に、「630円」を「650円」に、「830円」を「850円」に、「190円」を「200円」に、「340円」を「350円」に、「170円」を「180円」に、「160円」を「170円」に、「180円」を「190円」に、「710円」を「730円」に、「880円」を「910円」に、「590円」を「610円」に改める。

4 関係各課との調整状況

財政課、文化振興課並びに総務私学課と調整済み。

5 添付資料

- (1) 新旧対照表
- (2) 根拠法令等の参照条文
- (3) その他参考となる資料

沖縄県立博物館・美術館管理規則新旧対照表

改正案

現行

別表（第14条関係）

別表（第14条関係）

1 附属設備（冷房設備を除く。）の利用料金

1 附属設備（冷房設備を除く。）の利用料金

種別	品名	単位	基準額
舞台器具	演台	1台	310円
	花台	1台	100円
	司会台	1台	150円
音響器具	メインスピーカー	1式	1,030円
	コンデンサーマイク	1本	310円
	ワイヤレスマイク	1本	620円
	ダイナミックマイク	1本	210円
	ビデオテープレコーダー	1台	720円
	DVDプレーヤー	1台	1,290円
	CD、MDプレーヤー	1台	410円
照明器具	HD/DVDレコーダー	1台	1,290円
	ポーターライト	1列	310円
	サスペンションライト	1列	510円
	アッパーホリゾンライト	1列	720円
	シーリングライト	1列	620円
	センターピンスポットライト	1台	410円
	書画カメラ	1台	820円
その他	ビデオプロジェクター	1台	1,440円
	電動スクリーン	1式	1,130円
	35ミリフィルム映写機	1式	5,140円

種別	品名	単位	基準額
舞台器具	演台	1台	300円
	花台	1台	100円
	司会台	1台	150円
音響器具	メインスピーカー	1式	1,000円
	コンデンサーマイク	1本	300円
	ワイヤレスマイク	1本	600円
	ダイナミックマイク	1本	200円
	ビデオテープレコーダー	1台	700円
	DVDプレーヤー	1台	1,250円
	CD、MDプレーヤー	1台	400円
照明器具	HD/DVDレコーダー	1台	1,250円
	ポーターライト	1列	300円
	サスペンションライト	1列	500円
	アッパーホリゾンライト	1列	700円
	シーリングライト	1列	600円
	センターピンスポットライト	1台	400円
	書画カメラ	1台	800円
その他	ビデオプロジェクター	1台	1,400円
	電動スクリーン	1式	1,100円
	35ミリフィルム映写機	1式	5,000円

2 冷房設備の利用料金

区分	単位	基準額
博物館施設	企画展示室	650円
	特別展示室	850円
	実習室	200円
	講座室	350円
美術館施設	県民ギャラリー1	180円
	県民ギャラリー2	170円
	県民ギャラリー3	170円
	県民ギャラリースタジオ	190円
	県民アトリエ	150円
	子供アトリエ	170円
	企画展示室1	730円
	企画展示室2	910円
	講座室	210円
	講堂	610円
その他施設		

2 冷房設備の利用料金

区分	単位	基準額
博物館施設	企画展示室	630円
	特別展示室	830円
	実習室	190円
	講座室	340円
美術館施設	県民ギャラリー1	170円
	県民ギャラリー2	160円
	県民ギャラリー3	160円
	県民ギャラリースタジオ	180円
	県民アトリエ	150円
	子供アトリエ	160円
	企画展示室1	710円
	企画展示室2	880円
	講座室	200円
	講堂	590円
その他施設		

(注) 条例の改正規定に係る部分の対照箇所にはアンダーラインを引くこと。

参照条文

○消費税法（昭和六十三年法律第百八号）

（税率）※平成二十六年四月一日施行

第二十九条 消費税の税率は、百分の六・三とする。

○地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）

（地方消費税の税率）※平成二十六年四月一日施行

第七十二条の八十三 地方消費税の税率は、六十三分の十七とする。

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）

（使用料）

第二百二十五条 普通地方公共団体は、第二百三十八条の四第七項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

（分担金等に関する規制及び罰則）

第二百二十八条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下本項において「標準事務」という。）について手数料を徴収する場においては、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

- 2 分担金、使用料、加入金及び手数料の徴収に関しては、次項に定めるものを除くほか、条例で五万円以下の過料を科する規定を設けることができる。
- 3 詐欺その他不正の行為により、分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収を免れた者については、条例でその徴収を免れた金額の五倍に相当する金額（当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。）以下の過料を科する規定を設けることができる。

（公有財産の範囲及び分類）

第二百三十八条 この法律において「公有財産」とは、普通地方公共団体の所有に属する財産のうち次に掲げるもの（基金に属するものを除く。）をいう。

一 不動産

（略）

2・3 （略）

4 行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいい、普通財産とは、行政財産以外の一切の公有財産をいう。

（行政財産の管理及び処分）

第二百三十八条の四 行政財産は、次項から第四項までに定めるものを除くほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない。

2・6 （略）

7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

8・9 （略）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要

- な事項を定めるものとする。
- 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。
 - 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
 - 7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。
 - 8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。
 - 9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。
 - 10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
 - 11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

○地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）

（国の営造物に関する使用料）

第二十三条 地方公共団体が管理する国の営造物で当該地方公共団体がその管理に要する経費を負担するものについては、当該地方公共団体は、条例の定めるところにより、当該営造物の使用について使用料を徴収することができる。